

鈴鹿市総合評価落札方式試行要領

(目的)

第1条 この要領は、鈴鹿市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、落札価格及びその他の条件が鈴鹿市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）の実施に関して、鈴鹿市契約規則（昭和41年鈴鹿市規則第18号）、鈴鹿市条件付一般競争入札実施要綱（平成14年鈴鹿市告示第73号）及び（鈴鹿市郵便入札実施要綱（平成15年鈴鹿市告示第29号））に定めるもののほか、鈴鹿市総合評価落札方式の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 対象工事は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 技術提案を要する工事について、入札者の工事の施工能力、技術提案内容、施工計画等に基づき、その技術提案等を活用して、性能と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (2) 公共工事の品質を確保するため、入札者の過去の工事成績、同種工事の実績、社会貢献及び技術者の工事実績と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事
- (3) その他必要と認める工事

(総合評価の方法)

第3条 総合評価落札方式で定める評価は、次の各号の規定による。

- (1) 総合評価点：価格点と価格以外の評価点を総合した評価点
 - (2) 価格点：入札価格に基づいて算定した評価点
 - (3) 価格以外の評価点：入札者の技術提案内容や工事の施工能力等から算定した評価点
- 2 前項各号の評価点は、別添1「総合評価点算定基準」に基づき配点するものとする。
- 3 総合評価の形式は次のとおりとする。
- (1) 技術提案型：第2条第1号に該当する場合
 - (2) 工事成績評価型：第2条第2号の工事に該当する場合
 - (3) その他：この要領に定めない方式による場合

(入札方式)

第4条 入札方式は、条件付一般競争入札とする。

(失格基準価格及び失格基準の設定)

- 第5条 総合評価落札方式で落札者を決定する入札には、失格基準価格及び失格基準を設定するものとする。
- 2 失格基準価格及び失格基準を下回る価格による入札者は失格とする。
 - 3 失格基準価格は、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の10分の7.5（1万円未満切り上げ）の額とする。
 - 4 失格基準は、失格基準価格以上、予定価格以下の価格による入札者の平均入札価格（1万円未満切り捨て）とする。入札参加者が3者に満たない場合は、すべての有効な入札者の平均入札価格（1万円未満切り捨て）の10分の9（1万円未満切り捨て）の額を失格基準とする。ただし次条の規定により失格となった入札者は失格基準の算定対象としない。
 - 5 前項の規定により算出した失格基準が予定価格の10分の8.7の額を上回るときは、予定価格の10分の8.7（1万円未満切り捨て）の額を、予定価格の10分の7.5の額を下回るときは、予定価格の10分の7.5（1万円未満切り上げ）の額を失格基準とする。

(工事費内訳書の確認)

第6条 失格基準価格以上、予定価格以下の価格により入札が行われた場合において、工事費内訳書に、鈴鹿市最低制限価格の設定及び低入札価格調査基準に関する要綱（平成11年鈴鹿市告示第22号。以下「要綱」という。）別表第3の左欄に掲げる工事区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる額（1円未満切り捨て）に満たない額があるときは、当該入札者は、失格とする。

(低入札防止基準価格)

第7条 低入札価格による落札を防止するため、低入札防止基準価格を次の各号のとおり設定する。

- (1) 低入札防止基準価格A：予定価格の10分の9.2（1万円未満切り捨て）の額
- (2) 低入札防止基準価格B：予定価格の10分の8.7（1万円未満切り捨て）の額

(3) 低入札防止基準価格C：予定価格の10分の8.2（1万円未満切り捨て）の額

2 次表各号に定める額の範囲内で落札した者に対しては、それぞれ同表各号の定めるところにより措置する。ただし、落札価格が次条に規定する低入札価格調査基準以上の場合は、当該規定は適用しない。なお、同表各号アに規定する減点する点数が、価格以外の評価点を上回る場合は、その上回った点数を価格点から減点する。

	額の範囲	措置
(1)	低入札防止基準価格B以上、 低入札防止基準価格A未満 【予定価格の10分の8.7（1万円未満切り捨て）以上、10分の9.2（1万円未満切り捨て）未満】	ア 当該工事が完成するまでの間に実施される次回以降の総合評価落札方式において、価格以外の評価点から、1件につき5点減点する。
(2)	低入札防止基準価格C以上、 低入札防止基準価格B未満 【予定価格の10分の8.2（1万円未満切り捨て）以上、10分の8.7（1万円未満切り捨て）未満】	ア 当該工事が完成するまでの間に実施される次回以降の総合評価落札方式において、価格以外の評価点から、1件につき10点減点する。 イ 当該工事に係る契約保証金は契約金額の100分の30以上とする。 ウ 当該工事においては、建設業法に定める主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）のほかに、1級又は2級国家資格（建設機械施工技士又は土木施工管理技士）を保有する専任の担当技術者を1名追加して定め、配置する。
(3)	失格基準価格以上、 低入札防止基準価格C未満 【予定価格の10分の7.5（1万円未満切り上げ）以上、10分の8.2（1万円未満切り捨て）未満】	ア 当該工事が完成するまでの間に加えて当該工事の完成後1年間の間に実施される次回以降の総合評価落札方式において、価格以外の評価点から、1件につき20点減点する。 イ 当該工事に係る契約保証金は契約金額の100分の30以上とする。 ウ 当該工事においては、主任技術者等のほかに、当該工事において配置する主任技術者等と同等の資格及び同等の施工実績を有する専任の担当技術者を1名追加して定め、配置する。また、主任技術者等と現場代理人の兼務を認めない。

(低入札価格調査基準及び低入札価格調査)

第8条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項に規定する「落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき」の基準として、低入札価格調査基準を設定するものとする。

2 低入札価格調査基準は、要綱第2条に規定する最低制限価格の設定の方法により算出した額とし、総合評価点が最も高い者の入札価格が低入札価格調査基準を下回る場合は、落札者の決定を保留し、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて、要綱第8条第2項に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うものとする。

3 前項の規定により実施した低入札価格調査については、鈴鹿市庁内委員会規則（平成9年鈴鹿市規則第8号）別表第1項に定める鈴鹿市請負工事等執行部会へ報告し、審査を受けるものとする。

4 低入札価格調査の結果、総合評価点が最も高い者を失格とした場合にあつては、失格基準以上、予定価格以下の価格による他の入札者のうち、総合評価点が最も高い者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。ただし、次順位者が低入札価格調査基準を下回る価格による入札者であった場合には、第2項の規定を適用する。なお、総合評価点が最も高い者を失格とした場合、失格基準は再算定しない。

(審査)

第9条 鈴鹿市発注工事の契約、施工及び検査を所掌する課長（鈴鹿市行政組織規則（平成9年鈴鹿市規則第7号）第18条第1項の表に規定する課長をいう。以下「工事担当課長」という。）は、この要領

により入札を行おうとするときは、事前に実施の適否及び落札者を決定するための総合評価の方法について鈴鹿市請負工事等執行部会の審査を受けるものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第 10 条 市長は、この要領により入札を行おうとするとき、落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときに、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

(落札者決定基準及び落札者の決定)

第 11 条 工事担当課長は、第 7 条による落札者決定基準に係る意見聴取の結果、意見が付されたときは鈴鹿市請負工事等執行部会において審議のうえ実施の方法を決定するものとする。

2 契約検査課長は、落札者の決定について、学識経験者の意見聴取を行った上で、速やかに落札者を決定するものとする。

(総合評価落札方式技術審査会)

第 12 条 鈴鹿市請負工事等執行部会の長は、総合評価落札方式技術審査会(以下「技術審査会」という。)を設置するものとする。

2 技術審査会は、出された技術提案を審査するものとする。

3 技術審査会の委員は、鈴鹿市請負工事等執行部会の長が対象工事の規模及び内容により構成する委員を選定し、指名するものとする。

(価格以外の評価点の審査及び決定)

第 13 条 価格以外の評価点の審査及び決定は、次の各号の規定による。

(1) 第 3 条第 3 項第 1 号の技術提案型による場合の技術提案の審査は、技術審査会委員が審査し、評価点は契約検査課長が決定するものとする。なお、審査の結果、技術提案の内容が採用されなかった者の入札書は無効とする。

(2) 技術提案を除いた評価点は、入札者から提出される工事成績等の資料に基づき採点し、契約検査課長が決定するものとする。

(落札決定方法)

第 14 条 総合評価落札方式で定める落札決定の方法は、次の各号の規定による。

(1) 入札書の開札は、価格以外の評価点が決定した後に行う。

(2) 入札者のうち、次のいずれの要件も満たす者を審査対象とする。

ア 価格以外の評価を行うため、入札公告で定めた技術提案等の資料を提出した者

イ 入札者が入札公告に定めた必要な要件を満たし、無効でない者

(3) 入札価格が予定価格以下、失格基準価格以上の入札者を対象に総合評価を行う。

(4) 落札者は、総合評価点の最も高い者とする。

(5) 総合評価点が同点になった場合は、価格点の高い者を落札者とする。

(6) 入札者のうちに失格基準の算定対象者がいない場合は、不調とする。

(7) 総合評価点が最も高い者の入札価格が低入札価格調査基準を下回る場合は、落札者の決定を保留し、当該入札者に対し低入札価格調査を行う。低入札価格調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされると認められた場合に落札者と決定する。

(8) 総合評価点が最も高い者の入札価格が低入札防止基準価格 C を下回る場合は、低入札価格調査において過去 3 年間の総合評価落札方式における落札実績及び工事成績を調査する。当該調査の結果、落札実績が無い場合又は 85 点以上の工事成績が無い場合は失格とする。なお、低入札価格調査の結果、総合評価点が最も高い者が失格となった場合、失格基準は再算定しない。

(入札参加者への周知)

第 15 条 契約検査課長は、入札参加者に対し入札公告により次の事項を周知する。

(1) 総合評価落札方式を採用していること。

(2) 総合評価に必要な技術提案等の資料を入札書と同時に提出すること。

(3) 価格以外の評価を行う場合の評価項目及びその配点に関すること。

(4) 落札決定基準及び落札決定方法に関すること。

(5) 総合評価に関する審査結果が公表されること。

(6) 価格以外に評価する項目のうち、疑義照会ができる項目に関すること。

(7) 低入札価格調査基準及び失格基準価格を設定していること。

(8) 総合評価点が最も高い者の入札価格が低入札価格調査基準を下回る場合は、落札者の決定を

保留し、低入札価格調査を行った後に、落札者を決定すること。

- (9) 低入札防止基準価格を下回る価格で落札した場合、第7条第2項各号の定めるところにより措置すること。

(入札時に必要な資料)

第16条 入札者は、価格以外の評価を行うために必要な技術提案等の資料を、入札書と同時に提出すること。

- 2 前項の資料を提出しない入札者の入札書は無効とする。

(価格以外の評価結果の公表)

第17条 契約検査課長は、価格以外の評価点を鈴鹿市公式ホームページに掲載するものとする。

(評価結果に対する疑義照会)

第18条 入札者は、前条により公表された日の翌日までに、自らの評価点のうち価格以外の評価項目(技術提案項目を除く。)について疑義照会ができるものとする。

(価格以外の評価内容の確保等)

第19条 落札候補者との契約前に価格以外の評価内容を満足しない事実が確認された場合は、当該落札候補者とは契約しないものとする。

- 2 自然災害等の不可抗力の場合を除き、技術提案等の内容によることが困難で工事費が増額する場合にあっては、設計変更等は原則行わないものとする。

(その他)

第20条 工事担当課長は、この要領に関して疑義が生じた場合は、契約検査課長に協議し対応をする。

- 2 第3条第3項第1号の技術提案型及び同項第2号の工事成績評価型による場合で不調となったときは、鈴鹿市条件付一般競争入札実施要綱又は鈴鹿市建設工事等指名基準により新たに入札できるものとする。
- 3 この要領に基づく手続きを別添2「総合評価落札方式の実施フロー」に示す。

(委任)

第21条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

この要領は、平成20年5月23日から施行する。

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年6月2日から施行する。

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の第5条及び第7条の規定は、この告示の施行の日以降に入札の公告を行う工事について適用し、同日前に入札の公告を行った工事については、なお従前の例による。